ワシントン駐在に係る対応状況等について

令和６年11月25日
沖　　縄　　県

議会からいただいた御指摘を踏まえ、庁内の手続き並びに日本及び米国の法令との適合性について調査しましたので、その結果の概要及び改善方法等について御説明いたします。

１　Okinawa Prefecture DC Office, Incの設立経緯

沖縄県では、平成27年度からアメリカ合衆国ワシントンD.C.に駐在を配置している。

当該駐在が米国の法制度に即して活動する必要があることから、米国において、コロンビア特別区の法令に基づき、日本の株式会社に相当する形態の法人として、Okinawa Prefecture DC Office, Inc（以下「DCオフィス社」という。）を平成27年５月８日に設立した。

同社は、毎年の税務申告や、外国代理人登録法（Foreign Agents Registration Act、FARA）に基づく登録及び報告等を行い、存続している。

２　調査結果

⑴　会社設立にかかる庁内手続

駐在が活動するにあたって、何らかの法人を設立する必要性が把握されていたことはうかがえるものの、日本の株式会社に相当する形態の法人を設立することを明確に決定した文書が残されていない。

⑵　日本の法令との適合性

ア　会社設立に伴って取得した株式は公有財産に当たると考えられるが、公有財産として管理されていなかった。（地方自治法第238条、同法第243条の３第１項、沖縄県公有財産管理関係）

イ　県が出資した団体として、経営状況を議会に報告すべき団体に含まれるかどうかについては、総務省に照会するなどして精査中（地方自治法第243条の３第２項、同法施行令第152条関係）

ウ　駐在がDCオフィス社の役員を兼ねることについて、営利企業への従事許可の必要性を精査中（地方公務員法第38関係）

⑶ 米国の法令との適合性

ア　コロンビア特別区に基本定款を登記し、法人の成立について認証されている。

イ　ビザについては、DCオフィス社が沖縄県の全額出資により設立されたことを明記し、駐在の職務内容を詳しく説明した上で申請し、取得している。

ウ　いわゆるロビー活動については、外国代理人登録法（FARA）に基づく登録を行い、その活動内容を米国政府（司法省）に報告している。

３　今後の改善

⑴ 会社設立に係る庁内手続について

改めて追認するための起案を行うなどの方法により、手続上の整理を行い、速やかに是正を図る。

⑵ 日本の法令との適合性について

ア　取得した株式は公有財産管理台帳に登録するなど、速やかに是正の措置を講じる。

イ　経営状況の報告については、照会の結果等を踏まえて、対応する。

ウ　営利企業従事許可が必要と判断された場合は、速やかに必要な手続を行う。

⑶ 米国の法令との適合性について

法人の成立や、ビザの申請内容は実態と齟齬がないことが確認され、外国代理人登録法（FARA）に基づく報告もなされていることから、改善を要する事項は認められないものの、引き続き、米国の法制度も踏まえ、議会、県民に対して丁寧な説明に努める。

４　参考（時系列）

2015年２月27日	「平成27年度沖縄県ワシントン駐在員設置及び活動支援事業」の委託に係る予算執行伺い
2015年３月30日	企画提案審査
2015年３月31日	行政組織規則の一部改正、職員の駐在等に関する規程の一部改正（それぞれ公報登載）
2015年４月１日	ワシントンコア社との委託契約締結（47,998,860円）。同日付で、「駐在所の登記、FARA申請・登録及び駐在員等のビザ申請・取得に係る法務全般」を弁護士事務所に再委託することについて承認。
2015年５月８日	Okinawa Prefecture DC Office, Incとしてコロンビア特別区への登記が発効
2015年６月17日	Okinawa Prefecture DC Office, Inc役員会設立総会（県による1,000ドルの出資の受入れを承認し、株式を発行）
2015年12月23日	FARA登録が発効
2016年３月31日	ワシントンコア社から委託事業に係る実績報告書の提出
2016年５月９日	委託料の額を確定し、ワシントンコア社に通知（46,235,172円）。

（以上）

県　章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火･金曜日
（当日が県の休日に当たるときは休刊とする。）

目　　次

告　示
○指定管理者の指定（平和・地域外交課）…… 1
○区営土地改良事業施行の認可・２件（村づくり計画課）…… 2
○公共測量の実施の通知・２件（農地農村整備課）…… 2
○民有保安林の指定の解除・２件（森林管理課）…… 2
○漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意の認定・２件（水産課）…… 3
○道路の区域の変更（道路管理課）…… 3
○急傾斜地崩壊危険区域の指定・２件（海岸防災課）…… 3
○土地区画整理事業の換地処分を行った旨の届出（都市計画・モノレール課）…… 5
○建築基準法に基づく道路の位置の指定（中部土木事務所）…… 5
○建築基準法に基づく道路の位置の指定・２件（八重山土木事務所）…… 6
公　告
○決算不認定に係る措置の報告（財政課）…… 6
○大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見（中小企業支援課）…… 8
○建設業者の許可の取消し・２件（技術・建設業課）…… 8
○市決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧（都市計画・モノレール課）…… 11
○特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告・４件（下水道事務所）…… 11
○特定調達契約に係る一般競争入札の公告・５件（下水道事務所）…… 15
○開発行為に関する工事の完了・２件（建築指導課）…… 23
○開発行為に関する工事の完了・９件（南部土木事務所）…… 24
病院事業局事項
○特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（県立南部医療センター・子ども医療センター）…… 26
○特定調達契約に係る一般競争入札の公告（県立南部医療センター・子ども医療センター）…… 27
○特定調達契約に係る落札者の決定（県立北部病院）…… 29
選挙管理委員会事項
○不在者投票を行うことができる施設の指定内容の変更…… 29

告　　示

沖縄県告示第48号

沖縄県平和祈念資料館及び平和の礎の設置及び管理に関する条例（平成12年沖縄県条例第11号）第16条第１項の規定により、平和の礎の指定管理者を次のとおり指定した。

令和７年２月14日

沖縄県知事　玉　城　康　裕

１　指定管理者となる団体　公益財団法人沖縄県平和祈念財団　糸満市字摩文仁444番地
２　指定の期間　令和７年４月１日から令和12年３月31日まで

４　指定に係る道路の延長及び幅員
⑴　延長　83.12メートル
⑵　幅員　6.00メートル

沖縄県告示第62号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第１項第５号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県八重山土木事務所において閲覧に供する。

令和７年２月14日

沖縄県八重山土木事務所長　　山　　根　　博　　文

１　指定に係る道路の種類　建築基準法第42条第１項第５号の規定による道路
２　指定の年月日　令和６年５月14日
３　指定に係る道路の位置　石垣市字真栄里撫原281番１及び282番２
４　指定に係る道路の延長及び幅員
⑴　延長　79.71メートル
⑵　幅員　4.70メートル

沖縄県告示第63号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第１項第５号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県八重山土木事務所において閲覧に供する。

令和７年２月14日

沖縄県八重山土木事務所長　　山　　根　　博　　文

１　指定に係る道路の種類　建築基準法第42条第１項第５号の規定による道路
２　指定の年月日　令和６年11月19日
３　指定に係る道路の位置　石垣市字石垣東嵩原747番７、748番７及び748番10
４　指定に係る道路の延長及び幅員
⑴　延長　142.37メートル
⑵　幅員　6.00メートル

公　　告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第７項の規定により、令和６年11月26日県議会において不認定とされた令和５年度沖縄県一般会計決算に係る措置の内容を次のとおり公表する。

令和７年２月14日

沖縄県知事　　玉　　城　　康　　裕

１　令和５年度沖縄県一般会計決算の認定に係る議決の内容

県は、平成27年度ワシントン駐在員活動事業において、県が100パーセント出資するＯｋｉｎａｗａ　Ｐｒｅｆｅｃｔｕｒｅ　ＤＣ　Ｏｆｆｉｃｅ，Ｉｎｃ（以下「ワシントンＤＣオフィス社」という。）を設立し、現在まで駐在職員はこの法人の役員の地位を兼ねて活動しているが、その設立について県が意思決定をした文書が確認できず、また、地方自治法に基づく議会への経営状況報告など、法令に定められた手続がなされていないことなどが分かった。

このため、令和６年第４回沖縄県議会定例会11月26日の会議において、令和５年度ワシントン駐在員活動事業を含む令和５年度沖縄県一般会計決算の認定に関する認定第１号議案が否決された。

２　決算特別委員会における主な指摘事項
⑴　法人設立等の経緯
⑵　日本の法令への適合性

ア　出資に伴って取得した株式の管理
イ　経営状況に係る議会への報告
ウ　営利企業従事の許可
⑶　米国の法令への適合性
３　調査の結果及び対応状況
⑴　法人設立等の経緯
ア　目的
沖縄県では、平成27年度から米国ワシントンＤ．Ｃ．（以下「コロンビア特別区」という。）に駐在職員を配置しており、駐在職員は沖縄の基地問題に関連する情報収集、情報発信等をその担当事務としている。
駐在職員は、米国の外国代理人登録法（ＦＡＲＡ）、移民国籍法等の法制度に即して活動する必要があることから、米国において、コロンビア特別区の法令に基づき、日本の株式会社に相当する形態の法人として、ワシントンＤＣオフィス社を平成27年５月８日に設立し、駐在職員は同社の役員として査証を取得している。
イ　法人設立に係る庁内手続
駐在が活動するに当たって、何らかの法人を設立する必要性が把握されていたことはうかがえるものの、日本の株式会社に相当する形態の法人を設立することを明確に決定した文書が残されていない。
このため、令和６年12月24日付けで、法人の設立を追認し、必要な手続を整理するための文書を決裁し、手続上の整理を行った。
⑵　日本の法令への適合性
ア　出資に伴って取得した株式の管理
法人設立に伴って取得した株式は、公有財産である有価証券として、沖縄県公有財産規則（平成元年沖縄県規則第40号）第55条に基づいて公有財産台帳に登載し管理すべきものであったが、適切に管理されていなかった。
このため、取得した株式を令和６年12月24日に公有財産管理台帳に登載し、同月27日に出納事務局に送付するとともに、総務部管財課に報告した。
イ　経営状況に係る議会への報告
ワシントンＤＣオフィス社については、地方自治法第243条の３第２項に基づいて、県が出資した団体として、その経営状況を議会に報告すべきだが、報告されていなかった。
このため、設立初年度からの経営状況報告書を作成し、同法第233条第７項に基づく報告と併せて提出した。
ウ　営利企業従事の許可
ワシントンＤＣオフィス社は営利を目的とした活動を行っていないものの、その設立根拠となるコロンビア特別区の法令上、日本の株式会社と同種又は類似する会社に相当することから、駐在職員がワシントンＤＣオフィス社の役員を兼ねる際は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条に基づき、営利企業への従事許可を得る必要があるが、これまでその手続が行われていなかった。
このため、現在駐在している職員は、令和６年12月25日付けで営利企業従事許可を申請し、翌26日付けで許可を得た。併せて、取締役会などワシントンＤＣオフィス社固有の業務に従事する場合については、職務専念義務を免除することとした。
⑶　米国の法令への適合性
ワシントンＤＣオフィス社は、コロンビア特別区に基本定款を登記し、法人の成立について、コロンビア特別区から認証されている。
駐在職員の査証については、ワシントンＤＣオフィス社が沖縄県の全額出資により設立されたことを明記し、駐在の職務内容を詳しく説明した上で申請し、取得している。
駐在職員の担当事務である情報収集、情報発信等の活動を行うに当たっては、外国代理人登録法（ＦＡＲＡ）に基づく登録を行い、同法に基づく報告が必要な活動内容については同法を所管する米国司法省に報告している。
このため、現時点において改善を要する重大な事項は認められないものの、引き続き、議会及び県民に対して丁寧な説明に努める。

４　今後の対応

⑴　地方自治法第100条に基づいて設置されたワシントン駐在問題調査特別委員会による調査結果及び地方自治法第98条第２項に基づく監査の結果を踏まえ、適切に対応する。

⑵　令和７年１月17日付けで、弁護士等の専門家及び有識者６人からなるワシントン駐在に関する調査検証委員会を設置した。同委員会は、会社設立の経緯等について、公平公正かつ客観的、専門的な立場で調査検証及び提言を行うことを目的としており、その結果を踏まえて米国における情報収集、情報発信等の取組の実施手法について、より良い方向性を見出す。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第５条第１項の届出に対する法第８条第１項及び第２項の規定による意見の概要について、同条第３項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和７年２月14日

沖縄県知事　　玉　　城　　康　　裕

１　大規模小売店舗の名称及び所在地　（仮称）ダイレックス東風平店・セブンーイレブン八重瀬東風平西店　八重瀬町伊覇土地区画整理事業60街区５画地及び６画地

２　大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名　ダイレックス株式会社　佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地　代表取締役　五味肇、株式会社セブンーイレブン・沖縄　那覇市松山１丁目３番９号　代表取締役　久鍋研二

３　法第８条第１項の規定による八重瀬町の意見の概要　意見なし

４　法第８条第２項の規定による意見の概要　意見書の提出なし

５　縦覧期間　令和７年２月14日から同年３月14日まで

６　縦覧場所　沖縄県商工労働部中小企業支援課

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

令和７年２月14日

沖縄県知事　　玉　　城　　康　　裕

１⑴　処分をした年月日　令和６年８月13日

⑵　商号名　株式会社ＦＡＩＴＨ

⑶　代表者名　宮城潤

⑷　所在地　浦添市西原一丁目４番16号まつけん第２ビル101号

⑸　許可番号　沖縄県知事　許可（般-3）第14541号

⑹　処分の内容　許可した業種のうち土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

⑺　処分の原因となった事実　令和６年８月13日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。

２⑴　処分をした年月日　令和６年８月14日

⑵　商号名　株式会社総検エンジニア

⑶　代表者名　上地聡

⑷　所在地　沖縄市美原二丁目15番１号

⑸　許可番号　沖縄県知事　許可（般-1）第10736号

⑹　処分の内容　許可した業種のうち電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し

⑺　処分の原因となった事実　令和６年８月14日付けで、建設業法第12条に基づき電気工事業を廃止した

ワシントン駐在の活動及びOkinawa Prefecture DC Office, Inc.の設立経緯等に関する報告書

発行　令和７年11月
　　令和７年12月　p.96-2及びp.96-3を追加

編集　沖縄県知事公室基地対策課
　　〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎１丁目２番２号
　　電話　098-866-2460